

厚生労働省・東京都「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施」の 調査状況報告について

本調査は、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成 31 年 3 月 19 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき各市町村において毎年度、定期的に安全確認、状況確認を行うこととされている。今年度も調査実施の依頼（令和 4 年 9 月 9 日付子家発 0909 第 1 号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）が厚生労働省、東京都よりあり調査を実施した。

1. 趣旨・目的

本調査は令和 4 年 6 月 1 日時点で、当該市町村には住民票はあるが、乳幼児健診等の未受診や未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が状況を確認できていない子ども(0 歳から 12 歳)の情報を市町村において把握し、子どもを目視すること等により福祉や教育等、家族以外との接触のない子どもの安全確認・安全確保を図ることを目的とする。

2. 調査方法と結果

【乳幼児健診未受診者について】

未把握児童数 ⇒ 2 人

内容：健康推進課より乳幼児健診未受診により未把握児童 2 人の情報提供あり。健康推進課にて家庭訪問を実施し、親族との連絡がとれ、確実に海外にいるという情報を得ているうえでの情報提供であったため、子ども家庭支援センターでは訪問は実施せず、東京出入国在留管理局へ照会。

結果 ⇒令和 4 年 11 月 30 日時点 **安全確認未確認児童数 0 人**

【未就園児について】

未把握児童数 ⇒ 45 人

内容：住民基本台帳より対象となる 3～5 歳の児童の抽出後、子育て支援課へ所属データと突合し、所属等で児の現認ができていない状況を確認。各機関情報から整理し、令和 4 年 6 月 1 日時点安全確認ができていない所属不明児童数は 45 人であった。そのうち、令和 3 年度から所属が無いことにより養育支援訪問事業（定期的な訪問支援）の対象者として、子ども家庭支援センターが支援している児童は 4 人であった。子ども家庭支援センターのワーカーが家庭訪問し、18 人については直接現認。13 人については他機関への調査により安全確認および所属等を把握した。把握できない児童 14 人について東京出入国在留管理局へ照会。

結果 ⇒令和 4 年 11 月 30 日時点 **安全確認未確認児童数 0 人**

【不就学児について】

未把握児童数 ⇒ 0人

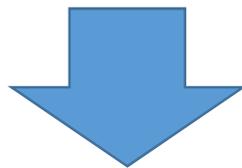
内容：学校支援課にて調査。該当児童0名の回答を受理。

結果 ⇒令和4年11月30日時点 **安全確認未確認児童数 0人**

*** R4.11.30 現在で、未確認の未就園児童・未受診児童は0となった。**

《令和4年6月1日時点 安全確認できていない児童への対応内訳》

未就園児 (45人)	子家ワーカーが家庭訪問実施し目視	18人
	他機関もしくは他自治体へ調査依頼し安全確認	13人
	海外での居住の可能性あり。東京出入国在留管理局へ照会	14人
乳幼児健診未受 診児 (2人)	海外での居住の可能性あり。東京出入国在留管理局へ照会	2人



《子家ワーカーによる家庭訪問での安全確認実施をした18人の結果》

	3歳児	4歳児	5歳児	計
所属なし	8人	2人	2人	12人
所属あり	認可保育園 1人	市外幼稚園 1人	認可保育園 1人 市内幼稚園 1人 市外幼稚園 2人	6人

* 以上より、訪問にて目視した22人の児童のうち、全く所属がなかったのは12人であった。

* 所属先があった6人については、調査の基準日であるR4.6.1以降に所属先が決定した児童である。